

No.1 四日市市火災予防条例の一部改正について

今回の議案は、消防法の規定により、火を使用する設備の位置、構造及び管理や住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等を定めている四日市市火災予防条例について、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」及び「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、関係する規定を整備するものです。今回の議案に対するご意見を募集致します。

1 改正の背景

消防法の規定により、火を使用する設備の位置、構造及び管理や住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等を定めている四日市市火災予防条例について、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」及び「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、関係する規定を整備するものである。

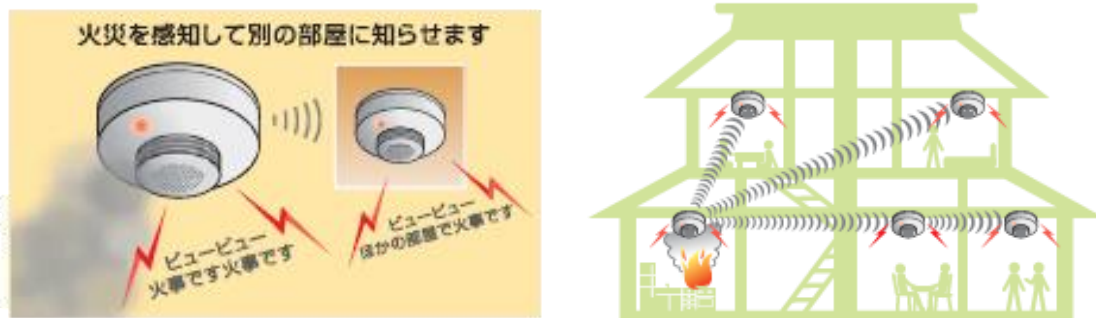
2 改正の内容

(1) 避雷設備に関する事項

不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたものを反映する。

(2) 住宅用火災警報器の設置免除条項の追加

これまで自動火災報知設備を設置することで住宅用火災警報器の設置免除が可能であることが明示されていたが、特定小規模施設(主に延床面積300㎡未満の小規模な宿泊を伴う施設)において、下図のように建物全体に報知することができる特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することにより、住宅用火災警報器の設置を免除する規定がなかったため追加する。



特定小規模施設用自動火災報知設備とは・・・

通常の自動火災報知設備のように受信機(本体)、感知器、音響装置(ベル)等を設置して配線で接続する方式のほか、全ての感知器が連動して警報音を発する無線式の連動型警報機能付感知器を設置する方式がある。

3 施行期日

公布の日